

第491回（定例）福崎町議会会議録

令和2年6月18日（木）

午前9時30分開会

○令和2年6月18日、第491回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

- 第 1 再議の件
- 第 2 総括質疑
- 第 3 委員長報告・質疑
- 第 4 開会中の所管事務調査報告
- 第 5 討論・採決
- 第 6 追加議案の上程、討論・採決
- 第 7 議員派遣
- 第 8 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 再議の件
- 第 2 総括質疑
- 第 3 委員長報告・質疑
- 第 4 開会中の所管事務調査報告

- 第 5 討論・採決
- 第 6 追加議案の上程、討論・採決
- 第 7 議員派遣
- 第 8 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 再議の件

議 長 日程第1は、再議の件であります。
本件は、6月8日の本会議におきまして可決となりました議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命について、町長から、地方自治法第176条第4項の規定により、お手元の写しのとおり再議に付する旨の文書が提出されたことにより、再議とするものであります。
地方自治法第117条の規定によって、2番、松岡秀人議員の退場を求めます。
暫時休憩します。



休憩 午前 9時30分
再開 午前 9時31分



議 長 再開します。
議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命について（再議の件）を議題といたします。
町長から再議に付する理由の説明を求めます。

町 長 6月定例会2日目の、議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命についての審議におきまして、地方自治法第117条の規定により議事に参与できないもの、ここでは配偶者に関する議案であって、除斥していただくべき議員がおられました。このまま可決いただく形となりました。これは、地方自治法第176条第4項の規定により、当該普通地方公共団体の長が再議に付することが義務付けられているものでありますので、再議を求めるものです。よろしく願い申し上げます。

議 長 再議に付する理由の説明が終わりました。
このことについて質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
ここで、お諮りいたします。
議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命について（再議の件）は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したい

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第49号(再議の件)は、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命について(再議の件)について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命について(再議の件)については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
2番、松岡秀人議員の入場を求めます。
暫時休憩します。

◇

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時34分

◇

議 長 再開します。

日程第2 総括質疑

議 長 日程第2は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
6月8日の本会議2日目において、議案7件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 皆様おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。

委員会を令和2年6月9日に開催し、付託されました議案第53号、第54号、第55号の3件について慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、事務局から朗読のとおり、議案全てにおいて原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明をいたします。

議案第53号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、国の子ども・子育て支援制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、家庭的保育事業者等における連携施設の確保に関すること及び居宅訪問型保育の実施に関することについて、新たに明記すべき事項が示されたことを受け、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、この条例の改正を行うものです。

委員から、「町内において家庭的保育事業、保育所の声は上がっているのか。深夜まで預かってくれる保育事業所があればいいなといった声は聞かれたことはあるか」との問いに、「直接にそのようなお声は聞いたことはございませんが、今、延長保育等で夕方まで預かっている範疇で、今のところ何とかご満足頂いているのかなと思っております」との答弁がありました。

議案第54号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第53号でも申しました、国の子ども・子育て支援制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、新たに明記すべき事項が示されたことを受け、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、この条例の改正を行うものです。

なお、議案第53号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の家庭的保育事業は、児童福祉法の規定によるもので、本議案の福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の地域型保育事業は、子ども・子育て支援法の規定によるものという違いだけであり、連携施設に関する部分については同じ内容ですと補足がありました。

委員から、「公立の保育所で3歳以降の子どもたちの保育を確保できますということであれば、連携施設がいりませんという形で理解していいんでしょうか」との問いに、「家庭的保育事業というのは、小さいということで連携施設を設けることによって、一般的な保育の補完も少し期待をしているところがあります。そういった意味で、連携施設を設けることにはなっているんですが、町長が調整をするということであれば、設けないことができるという趣旨である」との答弁がありました。

議案第55号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予算それぞれ1,260万円を追加し、補正後の予算の総額を104億5,170万円とするものです。

委員から、昭和53年の第2次農業構造改善事業により、15棟の整備をした大貫ハウス1棟の解体などの件で質疑があり、町長から、「おっしゃるように、ちゃんと補正予算を通してもらってからにするのが当たり前ではないかという話はそのとおりでございます。けれども、福崎町の今までの運営の歴史の中で、緊急性を要するような場合については、所管の委員会に報告をさせていただいた中で進めてきたのも事実でございます。今回もその形で進めさせていただきました。けれども、委員がおっしゃるように、むやみやたらにこの方法がいいとは思

っておりません。今回のようなケースがないとは言えないということもご理解していただきたい」などの答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査報告の朗読をしていただきました。

常任委員長 委員会に付託されました議案第50号をはじめ4件について、6月8日委員会を開催し、町長、副町長、公営企業管理者、技監及び担当課長などの出席を求め、慎重に審査いたしました。審査の結果は、報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第50号は、手数料条例の改正で、法改正により個人番号通知カードが廃止されたことによるものです。ちなみに、マイナンバーカードの交付率は令和2年4月末、福崎町では16.2%、県下25番目とのことであります。

議案第51号は、消防団員等公務災害補償条例の改正で、関係する法令の改正に伴うものです。改正後の周知は消防団組織を通じて行うとのことであります。

議案第52号は、福祉医療費助成条例の改正ですが、実務は従来から改正後のように実施されております。

議案第56号は、福崎町道路線の廃止であります。東部工業団地拡張の区域に係るものでございます。

以上、審査の結果、付託案件は全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、質疑を終結します。

日程第4 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第4は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の調査報告をさせていただきます。

常任委員長 議会開会中の件でございます。

住民生活課からは、公害防止協定に基づく協議について4件であります。内容は、資料のとおりでございます。

株式会社マンダムは新工場整備に関するものであります。

ロックペイント株式会社の資材保管用テント倉庫建築です。

石塚硝子株式会社は、空調機新設工事であります。

日本レイヤー株式会社はふ卵器の増設工事です。

それぞれ質疑の後、全員賛成で了承することといたしました。

健康福祉課からは、新型コロナウイルスに係る文珠荘の指定管理者への対応について報告を受けました。内容については全員協議会で報告のとおりであります。

地域振興課からは、辻川観光交流センターでチャレンジショップが開店をするという報告がありました。海鮮丼ともち麦カレーのお店で、6月18日、本日の開店とのことであります。コロナ対策を強調する意見が出されております。

上下水道課・工業団地整備室からは、兵庫県開発公社に委託をしておる東部工業団地敷地造成工事の入札がやり直しになるとの報告を受けました。7月3日の入札予定で、工事は3月15日までに完了させたいとのことであります。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、富田委員長。

富田議会運営委員長 本委員会は、議会開会中、下記事項について調査したから会議規則77条の規定により報告いたします。

調査事項(1)協議事項は第491回6月定例会の追加議案予定についてであります。

調査期日は、6月16日、火曜日、本会議前に実施いたしました。

調査の概要、協議事項につきましては、第491回6月定例会の追加議案予定について協議し、再議の件については6月18日、木曜日に開催予定の本会議第5日目の日程第1で、また町長提案分と議員提案分の追加議案については、日程第6で上程し、それぞれ委員会付託を省略して即決とすることを確認しました。

以上、報告といたします。

議長 次、ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。

前川ごみ処理計画検討特別委員長 ごみ処理計画検討特別委員会から議会開会中に行いました所管事務調査について

報告をさせていただきます。

委員会は6月11日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明をさせていただきます。

6月11日の委員会では、くれさか環境事務組合について及び神崎郡ごみ処理施設建設について報告がありました。

くれさかクリーンセンターの中継施設整備工事を令和3年8月以降に施工し、可燃ごみの中継、市川美化センターへの搬入は令和4年4月から開始する予定であることとのことです。

また、姫路市から求められていたひがし交流センター改修工事の費用負担について、福崎町の負担額が305万667円に確定したとのことです。

神崎郡ごみ処理施設建設については、新型コロナウイルス感染症により、建設候補地区における住民説明会や、先進地視察の日程が延期されるなどの影響が出ていますが、迅速かつ丁寧な説明を心がけながら早期実現に向けた取り組みを強く求めていきたいと望んでおります。

以上で、ごみ処理計画検討特別委員会から報告を終わります。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第5 討論・採決

- 議 長 日程第5は、討論・採決であります。
それでは、議案第50号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についての
討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第50号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対す
る民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第50号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、議案第51号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
についての討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第51号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ
いて、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決
するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第51号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、議案第52号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
の討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第52号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本
案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであ
ります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第52号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、議案第53号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第53号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報

告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第54号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第54号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第55号、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第2号)についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第56号、福崎町道路線の廃止についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号、福崎町道路線の廃止について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議 長 日程第6は、追加議案の上程、討論・採決であります。
- 議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、発議第1号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第58号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
- 議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第58号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についての両議案について、町長に提案内容の説明を求めます。
- 町 長 先ほどは、当初に提案いたしました議案を全て可決していただきまして、ありがとうございました。
- さて、今回追加で提案させていただく議案第57号は、議案第58号と関連するもので、新型コロナウイルス感染症対策で困難な状況にある住民の皆さんに寄り添い、新たな支援策の財源の一部として充当するため、特別職の期末手当を減額するものであります。
- 議案第58号は、一般会計補正予算で、議員各位をはじめとした様々なご意見を踏まえた上で、新たな町民への支援策等を盛り込み、新型コロナウイルス感染症対策第2段として提案させていただくものです。
- 詳細説明は担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。
- 議 長 町長から追加議案に対する概要説明がありました。
- これから、詳細なる説明を求めてまいります。
- 議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。
- 総務課 長 議案第57号、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。
- 本日同時に、追加議案として提案しています議案第58号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第3号）の議決を頂いた後に、新型コロナウイルス感染症に関する様々な支援策を展開していきますが、町の特別職に6月に支給する期末手当を減額し、その額を財源の一部として充てることとしています。
- 本議案は、そのための条例改正で、町長、副町長、教育長及び公営企業管理者の令和2年6月1日を基準とする期末手当に限り、条例第4条の規定により計算した期末手当の額の100分の50に相当する額を減じた額を支給することに改めるものです。
- この条例は、公布の日から施行し、期末手当基準日の令和2年6月1日に遡及して適用します。
- 以上で、議案57号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 議 長 次に、発議第1号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- まず、事務局に朗読させます。
- （書記朗読）
- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに発議第1号に対する説明を提出者に求めます。
- 1 0 番 発議第1号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。
- 福崎町の厳しい財政状況の中であって、新型コロナウイルス感染症対策を、国、

県の施策に加え、福崎町独自の施策も実施する必要性がある状況を踏まえ、令和2年6月の議員期末手当のうち2割を減額し、その額を特に福崎町の独り親世帯の支援等の財源の一部に充てていただくとするものであります。発議文の後の書類に改正条例及び新旧対照表を添付していますので、後ほどご覧ください。

以上で、発議第1号の説明といたします。

議員皆様のご理解とご賛同を賜りますように、よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

以上です。

議 長 次に、議案第58号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第58号についてご説明申し上げます。

令和2年度福崎町一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億750万円を追加し、補正後の予算の総額を105億5,920万円とするものであります。

この補正予算（第3号）は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもののみを計上しております。

まず、議案資料1ページをお開きください。

町の独自施策としまして、2款の子育て世帯応援給付金給付事業など、5つの事業に1億2,353万円、5月15日の臨時議会の補正予算（第1号）にてご承認いただいた、6款の福崎町小規模事業者応援金制度の拡充に1,500万円、8款の新型コロナウイルス感染症対応物資購入事業に200万円、9款の学校空調設備緊急整備事業に1,400万円、合計、歳出予算ベースで1億5,453万円の事業費としております。

また、独自施策、学校給食費等無償化事業としまして、6月から11月までの6か月間の給食費、おやつ代の無償化としまして5,775万円の歳入の減額補正を計上しております。

合わせまして、4月、5月の学校休業、希望保育等による歳入の減額638万円を計上しております。

また、国の施策、補助事業としまして、3款の保育対策総合支援事業、9款の学校保健特別対策事業を合わせまして1,000万円を計上しております。

表の一番下から2段目の当初予算における歳出減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応により、夏まつり、山桃忌などイベントや事業の中止などによる不用となった事業費、道路照明のLED化及び交差点名標識設置事業など未実施の事業で、来年度以降に実施が可能な事業費及び特別職、議員期末手当の減額等の合計額でありまして、5,703万円を計上しております。

財源としましては、第2次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億5,500万円見込みまして、1号補正に計上していましたがGIGAスクール事業への充当のほか、表にお示ししていますように、その他4つの事業に充当をしております。

また、その他の国庫支出金650万円を各事業に充当し、歳出減補正に伴うその他の財源の補正としまして、672万円の減額をしております。この結果、歳入歳出補正予算の調整に係り財源が不足する額1,640万円の財源としまして、前年度繰越金を計上しております。

議案に戻りまして、議案の1ページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の

内容につきまして、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上、議案第58号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同頂きますよう、お願い申し上げます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。暫時休憩いたします。再開は、10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時33分

再開 午前10時47分

◇

議 長 会議を再開いたします。

これから、議案に対する質疑に入ります。

議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、発議第1号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提出者に対して質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第58号、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

6 番 事項別明細書の28ページであります。関連して、資料の1ページであります。需用費の事務消耗器材費で、説明で90万円というふうに言われたと思うんですけども、プリントは70万円と、説明資料の1ページでは90万円というふうになっております。この20万円についての差はどういうふうに考えたらいんでしょうか。

企画財政課長 この90万円と申しましたのは、学校保健特別対策事業として事務消耗器材費90万円と言っております。説明の折に、小学校費は増額の補正と減額の補正がありますということで、遠野市友好交流事業、ここに20万円の消耗器材費減額がありますので、合わせまして70万円と、事項別明細書のほうではそうっております。

6 番 その20万円については、遠野市との交流事業の20万円がその差額となっており、あらわれているということでよろしいんですね。

企画財政課長 はい、そのとおりです。

6 番 小学校、中学校で音楽室に空調を入れると。今もう既に田原小学校の音楽室、福崎小学校の音楽室、福崎小学校の図工室が普通教室として、密を避けるという対策の下で既に使われているという中で、工事についていつ頃の時期になるのか。工事期間中は元の教室を使うことになるのか。夏休みというのは非常に短いようですけれども、その辺の工事期間の対応については、予定の時期と、その辺のことについてお知らせください。

学校教育課長 小中学校の空調設備につきましては、議決いただいた後すみやかに発注をいたしまして、完成は通常は夏季休業が始まる7月20日を目標に、工期自体は7月末程度まではいきたいんですけれども、使い始めるのはもう7月20日を目標に業者さんと調整して進めたいと思います。

授業をしておりますので、基本的には授業終了後かつ土日などを使って、教室

に影響のないように業者さんとの協議をしながら進めたいとも思っております。

- 6 番 音楽室、田原小学校、福崎小学校、福崎小学校では図工室も普通教室としてそれぞれ6年生が使用するということになりますと、ほかの学校はともかく、その該当する学校では音楽教育、図工の授業と言うんでしょうか、それぞれ支障と言うのか、影響があるというふうには思うんですが、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

学校教育課長 福崎小学校におきましては、6年生の2クラスが逆に空いておる状態になっております。そこへ縦型のオルガンと机をそのまま残しておりますので、6年生以外の子どもさんはその教室で音楽をする。

図工につきましても、基本的には、それぞれのクラスで工夫しながら進めるということで対応したいと考えております。

- 6 番 当面ということにはなると思うんですが、その時期、いわゆる国全体、兵庫県全体の動向なり、そうしたところの判断によって元に戻せると言うのですか、教室の本来の目的に沿って、原状に戻せる時期がまだ見通せないとは思いますが、当面どの程度の見通しになっているんでしょうか。

学校教育課長 見通しと申しますと、これまでも見通しはワクチンが開発されるとか、その辺りで、コロナが終息しないとなかなか難しいとは考えております。一日も早く終息して元に戻したいとは考えてはおりますが。

議 長 他に質疑はありませんか。

- 7 番 資料2ページの子育て世帯応援給付金給付事業の対象者のところです。高等学校、大学、短期大学、大学院、専修学校、予備校等に在学する学生とありますが、この等に含まれるところで、働きながら定時制、通信制の学校に在学する学生も含まれるのでしょうか。

住民生活課長 ここに挙げているものとおりでございますが、中には働きながら在学している方もおられると思いますので、等という言葉をつけておまして、通信制、夜間の学生さん、そちらのほうも対象としたいと考えております。

- 7 番 それに伴って3ページなんですけど、単身大学生等応援給付金給付事業の申請方法6番、対象者が福崎町に在住していることを証明できるものの写し、これ例えばどういったものが書類になるんでしょうか。

住民生活課長 こちらの単身大学生等応援給付金でございますが、ほぼ神戸医療福祉大学を対象とっておまして、それ以外の学生さんもおられる場合は、その学生証のコピーを添付していただくというふうを考えております。

- 7 番 どういった書類が写しになるのか。証明できる写しですね。

住民生活課長 対象者が在学していることが証明できるものの写し、こちらにつきましては学生証等のコピーになりまして、福崎町に在住していることが証明できるものは住民票の写しや、そこにお住まいでありますマンションの契約書なりのコピーの提出を考えております。

- 7 番 恐らく、未成年のときにアパートとか借りられて、契約者は保護者の名義だと思うんですね。そういった場合でも可なんでしょうか。

住民生活課長 そちらにつきましては、契約者が保護者の場合は保護者と自分の続き柄が分かる住民票なりを提出していただきたいと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

- 5 番 2億3,500万円ということで国庫補助金が上がっておりますが、これは確定額ですか。現時点における内示と言いますか、示された金額ですか。

企画財政課長 ここに上げております2億3,500万円、これは1次と2次の合計の見込額でございます。

5 番 福崎町が判断をした見込額と、そういう意味ですか。

企画財政課長 1次の折は1兆円、2次は2兆円ということでございまして、大体、倍近くを2次では見積もったということにしております。

5 番 これを一応いろんな事業に見積もって計画をしておるわけですが、これが計画どおりにはけなかった場合、余った場合とか、そういう場合はどうなるんですか。国に戻すんですか。それとも残しておいて別途使えるとか、基金においておけるとか、そういうふうなことになるんでしょうか、ならないんでしょうか。

企画財政課長 1次の折に一般財源5,000万円か6,000万円ほどまだ交付金には足りておりませんでしたので、これがはけないということは多分なかろうかと思えます。次の交付金が出されたときには、町独自で基金の積み立てをしてもいいよというような、そういうような情報もありますので、はけなくても今のところ大丈夫ではないかと思っております。

5 番 それから、小規模事業者応援金制度が充実をされて6,500万円に合計でなったわけですが、この見通しはどうでしょうか。8月31日までにこれだけ出てくるといふ、その根拠はどこにあるんでしょうか。

地域振興課長 今回の拡充につきましては、50%以上の分の上限を撤廃しております。現在のところ、その50%の売上げの減少者につきましては、国の持続化給付金のほうに流れておるといふような予想を立てております。ですので、今回の拡充によりまして、その事業者さん方も町の小規模事業者応援金制度のほうで給付ができるというふうな見込みを立てております。

全体で申しますと、拡充部分で想定事業者数は1,000事業者ほどございまして、そのうちの65%の650事業者という形の想定をしておるところでございます。

5 番 この650者という見込みはどうなのかというふうに思うんですね。そここのところで、余るんじゃないかということで、ちょっと心配をしておるわけです。それなら、近隣市町との比較もあって、10万円をいっそのこともう20万円にするとかいうふうにすれば6,500万円はけるんじゃないかというふうな思いもしたりしながら見ておるんですが、そういう検討はされなかったんでしょうか。

地域振興課長 県内の状況を調べました。10万円の支給につきましては12市町でございます。例えば、佐用町とか三田市、加東市なんかは10万円の支給でございます。ただ、神崎郡の中で申しますと市川町と神河町はそれ以上の金額、神河町では法人に30万円、個人事業者は15万円、それから市川町につきましては法人が15万円、個人事業者は10万円ということで、福崎町よりは少し金額は多いんですけども、県内の中を見ますと10万円が一つの固まりと言うんですか、一つの単位ということで、10万円の支給という形を取っておるところでございます。

5 番 最初の5,000万円のときの取り組みから言ひまして、その出方の数字報告、あるいは国の事業に対する商工会の相談件数等々を考えまして、果たしてこれで増やして650者も出てくるかなというふうな思いをずっとしておるわけでありまして、かなり余らすのではないかというふうな心配をしておるわけです。そんな思いで質問をしております。取りあえず、それで残せるのではないかというふうな答弁もありましたので、一応これはこれで推移を見守りたいと思っております。

それから、減額補正の関係ですが、行事をやめたもの等がこの対象になっておるといふのは、これは理由が分かるんですが、コロナ対策については、今、話になりました2億3,500万円というふうな国のほうからの一定の額のものも出てきておりますので、今回、当初予算で計画をしておる通常の事業をそんなに削減するというふうなことは取りあえずはやらなくてもよいのではないかというふう

うに、そんな経過になっておるのではないかと思うんですね。どこともそうではないかと思うんですが、そういう中で、行事等で中止をしたもの以外で減額をされておるものについては、どうなのかなというふうに思うんです。

例えば、道路のLEDとか標識とか、これは必要なものじゃないんでしょうか。
まちづくり課長 議員おっしゃられます道路の標識、それからLED化につきましては年次目標を立てて毎年更新はしておりますが、先ほど企画財政課長のほうからありましたように、来年度に遅らせていただいても町民さんに非常に大きな不利益と言いますか、そういうのをまだ発せないだろうということでこのたび減額させていただきました。

5 番 コロナ後の景気がどうなっていくかということについては非常に見積りもしにくい課題ということにはなろうとは思いますが、それだけに必要な事業は、当初予算で組んでおれば、一定の査定もやって組んでおるわけですから、必要な事業は今急いで年度当初に削らなくてもよいのではないかというふうに思ったりしながら見させていただいております。

妖怪ベンチ等も、今に至っても駅前から辻川のほうにかけて妖怪ベンチに座ったり、写真を撮ったりというふうにしておる方々が常にかかなりの数で見受けまます。それなりに一定の効果が上がっておるのではないかというふうに思うんです。国のほうでもGOTキャンペーンですか、ああいうふうなことも組んでコロナ後の景気対策、観光業の復活等についても事業化しようとしておるときであります。それだけに、福崎町でのこういう観光対策等が、今慌ててここで削らなければならないのか、この点についてはどうなんでしょうか。

町長 ありがとうございます。妖怪ベンチ事業を推進していったらいいのではないかとご意見を頂きました。そういったご意見もあるわけですがけれども、一方、コロナの大変な時期に妖怪をやっている場合ではないだろうというような意見も私の耳に入っております、いろいろ悩んだんですけれども、当初予算に上げておりますので不要な事業はありません。けれども、不急な事業はどうなんだということをお考えさせていただいた中で、私も重い決断をさせていただいたんですけれども、妖怪ベンチの事業は1年間ちょっとずらしてほしいということを担当課のほうにお願いをいたしました。決して、この事業をもうやめてしまうというような思いはございません。これからも福崎町の売りの一つとして妖怪ベンチ事業というのは続けていきたいということはあるんですけれども、今年このコロナのことがあった中で考えさせていただいて、1年間ずらさせていただくという決断をさせていただいたものでございます。

5 番 コロナがなくても、駅前の河童も含めて否定的な町民の方からのご意見というのはずっと以前から私も非常にたくさん言われます。小林の言うたくさんは2人か3人かと言われたりしますが、たくさん言われます。それこそ本当にどこ行ってもよく聞きます。

しかし、総合的に考えたときに、駅前の河童も最近動き出しましたら、もう常に子どもたち、あるいは大人の方たちも含めて写真を撮ったり、あそこで遊んでおられる姿を見ます。そんな意味では福崎町のにぎわいとか、あるいは人に来てもらえるという、そういうふうには役立っておるという、そういう評価もできるのでないかというふうにも思っているわけです。

総合的に評価したときに、いろんな意見あるわけですがけれども、今、慌てて削らなきゃならないのかという点がどうも引っかかるという点であります。そういうふうな面から考えますと、役場のエレベーターも同様です。緊急対策なり、災害のときの本部となるべきところでこういうふうなことも削っていくというのはど

うかなという思いを、この今予算を見ながらさせていただきました。決してその必要性まで否定したということではないわけですね。

町 長 当初予算に上げておりますので、必要だという思いで上げさせていただいております。ただ、エレベーターの設置の件につきましては、提案させていただいた中でいろんな議論がありましたので、またその議論の推移も見させていただいた中で判断をさせていただきたいという思いでおります。

議 長 他に質疑はありませんか。

ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、発議第1号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第58号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第3号）については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号、発議第1号及び議案第58号は、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、発議第1号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第58号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第58号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにし
たいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣すること
に決定しました。

日程第8 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。
それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可するこ
とに決定いたしました。
以上で、第491回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしりたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
第491回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、6月5日に召集され、本日までの14日間にわたり本会議及び委
員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正
妥当なる結論づけをいただきました。
また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対
して敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられ
ました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されま
すよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶を頂きます。

町 長 第491回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は6月5日に召集され、本日までの14日間という会期でありました。そして、初日に提案いたしました22議案に加え、本日追加で提案の3議案とも可決を頂きまして、誠にありがとうございました。今定例会の中で伺いましたいろいろな声は、今後の行政執行に生かしていきたいと思っております。

いずれも重要な議案であったわけですが、とりわけ追加で提案しました補正予算につきましては、議員各位からの提案を参考にしながら、主として子育て世帯を応援する予算としています。加えて、小規模事業者応援事業につきましても、20%以上売上げが減少していれば他の支援制度との併給を可能とし、制約を大幅に緩和しておりますので、対象者も増え、同時に申請もしやすくなったと思っております。

これら補正予算の財源につきましては、主に国庫支出金を充てておりますが、議員各位が身を切っていただいた6月期末手当の減額分はひとり親世帯応援寄附金に充当させていただき、しっかりと届けさせていただきます。

また、支援策のうちで申請が必要な事業については、しっかりと対象者に伝えていくことが重要であると思っております。そして対象者の皆さんには漏れがないようにしっかりと受け取っていただくよう取り組んでまいります。

なお、今回の補正予算の内容は6月21日、日曜の朝刊に新聞折り込みでも周知をしていく予定であります。

梅雨の時期が終わればいよいよ暑い夏がやってきます。子どもたちも夏休みの短縮で今年は大変ですが、必ず乗り切ってくれるものと信じております。

議員各位におかれましても、体には大変厳しい時期を迎えますが、十分にいたわっていただき、ご活躍されますことを心から祈念を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

長い間ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 河 嶋 重一郎

福崎町議会議員 木 村 いづみ